

日フィリピン経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

公表番号	【輸入国管理方式】												
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考	
28	鶏肉(骨付きのももを除く)	1次 (枠内)	数量	750	4,000	5,000	6,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
			税率	8.5%									
		2次 (枠外)	税率	11.9%									
29	生鮮パイナップル (900g未満のもの)	1次 (枠内)	数量	250	1,200	1,400	1,600	1,800	1,800	1,800	1,800		
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	17%									
30	ソーセージ	1次 (枠内)	数量	25	200	300	400	500	500	500	500		
			税率	9%	8.8%	8.5%	8.3%	8%	8%	8%	8%		
		2次 (枠外)	税率	10%									
31	豚肉調製品	1次 (枠内)	数量	100	600	800	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200		
			税率	18%	17.5%	17%	16.5%	16%	16%	16%	16%		
		2次 (枠外)	税率	20%									
32	含みつ糖(マスコバド糖。1kg以下の小売用容器入りのもの)	1次 (枠内)	数量	—	—	300	400	400	400	400	400		
			税率	17.65円/kg									
		2次 (枠外)	税率	35.30円/kg									
33	甘しや糖みつ	1次 (枠内)	数量	—	—	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
			税率	7.65円/kg									
		2次 (枠外)	税率	15.30円/kg									
34	アイスクリーム(加糖)	1次(枠内)数量	38	237.5	325	412.5	500	500	500	500	500		
	しょ糖含有量 が全重量の 50%未満	1次 (枠内)	税率	18.9%	17.9%	16.8%	15.8%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%		
		2次 (枠外)	税率	21%									
	その他	1次 (枠内)	税率	26.8%	25.3%	23.9%	22.4%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%		
		2次 (枠外)	税率	29.8%									

(注)日フィリピン経済連携協定の発効が20年度途中の平成20年12月11日となることから、20年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の20年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量) ÷ 12ヶ月 × 3ヶ月となっている。